

# IP コードに関する日本籍船舶要件及び検査要件

## 改正対象

鋼船規則 B 編及び O 編  
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))  
鋼船規則検査要領 O 編  
(日本籍船舶用)

## 改正理由

IMO は、洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶に対する要件を規定する IP コードを制定しており、本会は同コードを既に本会規則に取入れている。

この度、国土交通省より IP コードを国内法に取入れた省令改正及び船舶検査心得の改正がそれぞれ国海安第 43 号及び国海安第 44 号として、2024 年 6 月 28 日に発行された。

当該省令改正及び船舶検査心得の改正では、IP コードに関する日本籍船舶の要件及び IP コードに係る検査の要件も規定されている。

一方、本会規則においては IP コードが適用となる内航船又は総トン数 500 トン未満の船舶は主管庁が適当と認める対策をすることと規定しており、具体的な要件は規定していない。また、検査の要件についても特段規定していないのが現状である。

今般、国海安第 43 号及び国海安第 44 号に基づき、IP コードが適用となる日本籍船舶の要件及び検査要件を規定すべく、関連規定を改める。

また、国海安第 43 号及び国海安第 44 号を参考に、外国籍船舶について、検査要件を規定すべく、関連規定を改める。

## 改正内容

主な改正内容はつぎのとおり。

- (1) 国海安第 43 号及び国海安第 44 号に基づき、日本籍船舶について IP コードの日本籍船舶の要件及び IP コードに係る検査の要件を規定する。
- (2) 国海安第 43 号及び国海安第 44 号を参考に、外国籍船舶について IP コードに係る検査の要件を規定する。
- (3) 国際航海に従事しない船舶であっても、船級符号に” Industrial Personnel” (略号：IP) を付記できるように改める。

## 施行及び適用

制定日から施行

注：参考として本改正案に近々に公表される一部改正の内容も含めております。

ID: DX24-21

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>15 章 作業船に関する検査</b></p> <p><b>15.2 登録検査</b></p> <p><b>15.2.2 提出図面及び書類*</b></p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、2.1.3 の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>(1) 当該船舶の目的とする作業のための設備及び機関等（以下、「作業用機器」という。）に関する図面</p> <p>(2) 作業用機器を支持するための船体構造図</p> <p>(3) 自動船位保持設備を備える船舶にあっては、次の図面及び書類</p> <p>(a) P 編 18.1 に規定するオペレーションマニュアル</p> <p>(b) 12.2.2-1.(2)(d)に掲げる図面</p> <p>(4) 甲板昇降型船舶にあっては、次の図面及び書類</p> <p>(a) 脚、底部マット、レグタンク及び甲板昇降装置の荷重伝達部等の構造図</p> <p>(b) O 編 11.7.3-1.(1)に掲げる図面及び資料</p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>15 章 作業船に関する検査</b></p> <p><b>15.2 登録検査</b></p> <p><b>15.2.2 提出図面及び書類*</b></p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、2.1.3 の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>(1) 当該船舶の目的とする作業のための設備及び機関等（以下、「作業用機器」という。）に関する図面</p> <p>(2) 作業用機器を支持するための船体構造図</p> <p>(3) 自動船位保持設備を備える船舶にあっては、次の図面及び書類</p> <p>(a) P 編 18.1 に規定するオペレーションマニュアル</p> <p>(b) 12.2.2-1.(2)(d)に掲げる図面</p> <p>(4) 甲板昇降型船舶にあっては、次の図面及び書類</p> <p>(a) 脚、底部マット、レグタンク及び甲板昇降装置の荷重伝達部等の構造図</p> <p>(b) O 編 11.7.3-1.(1)に掲げる図面及び資料</p>	

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(5) 人員移動設備を備える船舶にあつては、人員移動設備に関する次の図面及び書類</p> <p><u>(a) 人員移動設備の構造図及び配置図</u></p> <p><u>(b) オペレーションマニュアル</u></p> <p><u>(c) 保守管理マニュアル</u></p> <p>-2. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、前-1.の規定による提出図面及び書類のほか、<b>2.1.3</b>の該当規定による図面及び書類並びに次に掲げるものを参考として本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、<b>12.2.2-2.(20)</b>に掲げる図面及び書類</p> <p>(2) 甲板昇降型船舶にあつては、次の図面及び書類</p> <p>(a) 甲板昇降装置を介して、脚から船体にかかる荷重の計算書</p> <p>(b) 着底時の転倒に関する計算書</p> <p>(c) <b>O編 11.7.3-1.(2)</b>に掲げる図面及び資料</p> <p>(3) オペレーションマニュアル（自動船位保持設備及び人員移動設備を除く。）</p> <p>(4) 当該船舶の目的とする作業のみに用いられる機関については、機関の安全装置の状況が分かる資料並びにその他の書類 <b>D編 9章</b>及び<b>10章</b>に規定される資料その他の書類</p> <p>(5) <b>O編 4.4.2-3.</b>の適用を受ける船舶にあつては、次の(a)及び(b)に掲げるもの</p> <p>(a) <b>O編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-3.</b>に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引</p> <p>(b) <b>O編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-4.</b>に規定する曳航</p>	<p>(新規)</p> <p>-2. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、前-1.の規定による提出図面及び書類のほか、<b>2.1.3</b>の該当規定による図面及び書類並びに次に掲げるものを参考として本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、<b>12.2.2-2.(20)</b>に掲げる図面及び書類</p> <p>(2) 甲板昇降型船舶にあつては、次の図面及び書類</p> <p>(a) 甲板昇降装置を介して、脚から船体にかかる荷重の計算書</p> <p>(b) 着底時の転倒に関する計算書</p> <p>(c) <b>O編 11.7.3-1.(2)</b>に掲げる図面及び資料</p> <p>(3) オペレーションマニュアル（自動船位保持設備を除く。）</p> <p>(4) 当該船舶の目的とする作業のみに用いられる機関については、機関の安全装置の状況が分かる資料並びにその他の書類 <b>D編 9章</b>及び<b>10章</b>に規定される資料その他の書類</p> <p>(5) <b>O編 4.4.2-3.</b>の適用を受ける船舶にあつては、次の(a)及び(b)に掲げるもの</p> <p>(a) <b>O編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-3.</b>に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引</p> <p>(b) <b>O編附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-4.</b>に規定する曳航</p>	<p>人員移動設備を備える船舶にあつては、人員移動設備の構造図及び配置図、オペレーションマニュアル、保守管理マニュアルを承認用図面として提出することを要求する。</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>用ウインチの検査の手引</p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.2.5 船上に保持すべき図面等</b></p> <p>製造中登録検査の完了に際しては、2.1.4 に掲げる図面及び書類のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えなければならない。</p> <p>(1) オペレーションマニュアル</p> <p>(2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、<b>12.2.5(4)</b>に掲げる書類</p> <p>(3) <b>○ 編 4.4.2-3.</b>の適用を受ける船舶にあつては、次の<b>(a)</b>及び<b>(b)</b>に掲げるもの</p> <p>(a) <b>○ 編 附属書 4.4.2-3. 中 1.5.1-3.</b>に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引</p> <p>(b) <b>○ 編 附属書 4.4.2-3. 中 1.5.1-4.</b>に規定する曳船用ウインチの検査の手引</p> <p>(4) 人員移動設備を備える船舶にあつては、人員移動設備に関する次の図面及び書類</p> <p>(a) <u>人員移動設備の構造図及び配置図</u></p> <p>(b) <u>オペレーションマニュアル</u></p> <p>(c) <u>保守管理マニュアル</u></p> <p>(d) <u>人員移動設備保守記録書</u></p> <p>(5) <b>○ 編 1.1.1-5.</b>又は<b>-6.</b>の適用を受ける船舶にあつては、次の<b>(a)</b>及び<b>(b)</b>に掲げるもの</p> <p>(a) <b>○ 編 附属書 1.1.1-5. 中 An3.1.1</b> に規定する IP の要件を満たしていることを確認するため</p>	<p>用ウインチの検査の手引</p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.2.5 船上に保持すべき図面等</b></p> <p>製造中登録検査の完了に際しては、2.1.4 に掲げる図面及び書類のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えなければならない。</p> <p>(1) オペレーションマニュアル</p> <p>(2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、<b>12.2.5(4)</b>に掲げる書類</p> <p>(3) <b>○ 編 4.4.2-3.</b>の適用を受ける船舶にあつては、次の<b>(a)</b>及び<b>(b)</b>に掲げるもの</p> <p>(a) <b>○ 編 附属書 4.4.2-3. 中 1.5.1-3.</b>に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引</p> <p>(b) <b>○ 編 附属書 4.4.2-3. 中 1.5.1-4.</b>に規定する曳船用ウインチの検査の手引</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>(4) 人員移動設備を備えている船舶にあつては、人員移動設備の構造図及び配置図、オペレーションマニュアル、保守管理マニュアルを船上に保持することを要求する。</p> <p>(5) IP コード適用船にあつては、国際航海に</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>の手順書  <u>(b) (a)に規定する手順書に従って船長がIPに乗船許可を付与した記録書</u></p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.2.5 船上に保持すべき図面等</b>  製造中登録検査の完了に際しては、2.1.4に掲げる図面及び書類のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えなければならない。</p> <p>(1) オペレーションマニュアル  (2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、12.2.5(4)に掲げる書類  (3) <b>○編 4.4.2-3.</b>の適用を受ける船舶にあつては、次の(a)及び(b)に掲げるもの  (a) <b>○編 附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-3.</b>に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引  (b) <b>○編 附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-4.</b>に規定する曳船用ウインチの検査の手引  (4) <u>人員移動設備を備える船舶にあつては、人員移動設備に関する次の図面及び書類</u>  <u>(a) 人員移動設備の構造図及び配置図</u>  <u>(b) オペレーションマニュアル</u>  <u>(c) 保守管理マニュアル</u>  <u>(d) 人員移動設備保守記録書</u></p>	<p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.2.5 船上に保持すべき図面等</b>  製造中登録検査の完了に際しては、2.1.4に掲げる図面及び書類のうち該当するもののほか、以下の完成図が船舶に備えなければならない。</p> <p>(1) オペレーションマニュアル  (2) 自動船位保持設備を備える船舶にあつては、12.2.5(4)に掲げる書類  (3) <b>○編 4.4.2-3.</b>の適用を受ける船舶にあつては、次の(a)及び(b)に掲げるもの  (a) <b>○編 附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-3.</b>に規定する曳船用ウインチの緊急離脱装置の性能達成能力及び操作の手引  (b) <b>○編 附属書 4.4.2-3.中 1.5.1-4.</b>に規定する曳船用ウインチの検査の手引</p> <p>(新規)</p>	<p>従事するか否かに関わらず、IPの要件を満たしていることを確認するための手順書及び当該手順書に従って船長がIPに乗船許可を付与した記録書を船上に保持することを要求する。</p> <p>外国籍船においては、(4)のみを規定する。</p> <p>(4) 人員移動設備を備えている船舶にあつては、人員移動設備の構造図及び配置図、オペレーションマニュアル、保守管理マニュアルを船上に保持することを要求する。</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>15.3 年次検査</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.3.2 船体, 艀装, 消火設備及び備品の年次検査*</b> (-1.は省略)</p> <p>-2. 船体, 艀装, 消火設備及び備品の検査 年次検査では, 当該船舶の構造, 艀装等に応じ, <b>3.2.2</b> から <b>3.2.7</b> に規定する検査項目のうち該当する項目のほか, 次に掲げる検査を行う。</p> <p>(1) 作業用機器及びその支持構造について現状検査を行う。 (2)は省略 (-3.及び-4.は省略)</p> <p><u>-5. 人員移動設備を備える船舶にあつては, 前-1.及び-2.に掲げる項目に加え, 人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する。</u></p> <p><u>-6. O 編 1.1.1-5.又は-6.の適用を受ける船舶にあつては, 前-1.及び-2.に掲げる項目に加え, O 編附属書 1.1.1-5.中 An3.1.1 に規定する IP の要件を満たしていることを確認するための手順に従って船長が IP に乗船許可を付与した記録書が更新されていることを確認する。</u></p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.3.2 船体, 艀装, 消火設備及び備品の年次検査*</b> (-1.は省略)</p> <p>-2. 船体, 艀装, 消火設備及び備品の検査</p>	<p><b>15.3 年次検査</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.3.2 船体, 艀装, 消火設備及び備品の年次検査*</b> (-1.は省略)</p> <p>-2. 船体, 艀装, 消火設備及び備品の検査 年次検査では, 当該船舶の構造, 艀装等に応じ, <b>3.2.2</b> から <b>3.2.7</b> に規定する検査項目のうち該当する項目のほか, 次に掲げる検査を行う。</p> <p>(1) 作業用機器及びその支持構造について現状検査を行う。 (2)は省略 (-3.及び-4.は省略) (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.3.2 船体, 艀装, 消火設備及び備品の年次検査*</b> (-1.は省略)</p> <p>-2. 船体, 艀装, 消火設備及び備品の検査</p>	<p>15.3.2-2.(1)の規定に基づき, 人員移動設備の現状検査(外観検査)を行う必要がある。</p> <p>日本籍船舶にあつては, 15.2.5(4)及び(5)に規定した書類が更新されていることを確認する。</p>

**「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表**

新	旧	備考
<p>年次検査では、当該船舶の構造、艙装等に応じ、<b>3.2.2</b>から<b>3.2.7</b>に規定する検査項目のうち該当する項目のほか、次に掲げる検査を行う。</p> <p>(1) 作業用機器及びその支持構造について現状検査を行う。</p> <p>(2)は省略</p> <p>(-3.及び-4.は省略)</p> <p><u>-5. 人員移動設備を備える船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え、人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する。</u></p> <p><b>15.4 中間検査</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査</b></p> <p>(-1.から-3.は省略)</p> <p><u>-4. 人員移動設備を備える船舶にあつては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え、人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する。</u></p> <p><u>-5. <b>O</b> 編 1.1.1-5. 又は-6.の適用を受ける船舶にあつては、<b>O</b> 編附属書 1.1.1-5.中 <b>An3.1.1</b>に規定するIPの要件を満たしていることを確認するための手順に従って船長がIPに乗船許可を付与した記録書が更新されていることを確認する。</u></p>	<p>年次検査では、当該船舶の構造、艙装等に応じ、<b>3.2.2</b>から<b>3.2.7</b>に規定する検査項目のうち該当する項目のほか、次に掲げる検査を行う。</p> <p>(1) 作業用機器及びその支持構造について現状検査を行う。</p> <p>(2)は省略</p> <p>(-3.及び-4.は省略)</p> <p>(新規)</p> <p><b>15.4 中間検査</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査</b></p> <p>(-1.から-3.は省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>15.3.2-2.(1)の規定に基づき、人員移動設備の現状検査（外観検査）を行う必要がある。</p> <p>外国籍船舶にあつては、15.2.5(4)に規定した書類が更新されていることを確認する。</p> <p>日本籍船舶にあつては、15.2.5(4)及び(5)に規定した書類が更新されていることを確認する。</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.4.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の中間検査</b> (-1.から-3.は省略) <u>-4. 人員移動設備を備える船舶にあつては, 前-1.及び-2.に掲げる項目に加え, 人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する。</u></p> <p><b>15.5 定期検査</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.5.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の定期検査</b> (-1.から-4.は省略) <u>-5. 人員移動設備を備える船舶にあつては, 前-1.及び-2.に掲げる項目に加え, 人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する。</u> <u>-6. O 編 1.1.1-5. 又は-6.の適用を受ける船舶にあつては, O 編附属書 1.1.1-5.中 An3.1.1 に規定する IP の要件を満たしていることを確認するための手順に従って船長が IP に乗船許可を付与した記録書が更新されていることを確認する。</u></p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.5.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の定期検査</b> (-1.から-4 は省略) <u>-5. 人員移動設備を備える船舶にあつては, 前-1.及び-2.に掲げる項目に加え, 人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する。</u></p>	<p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.4.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の中間検査</b> (-1.から-3.は省略) (新規)</p> <p><b>15.5 定期検査</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>15.5.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の定期検査</b> (-1.から-4.は省略) (新規)  (新規)</p> <p>(外国籍船舶用)</p> <p><b>15.5.2 船体, 艙装, 消火設備及び備品の定期検査</b> (-1.から-4 は省略) (新規)</p>	<p>外国籍船舶にあつては, 15.2.5(4)に規定した書類が更新されていることを確認する。</p> <p>日本籍船舶にあつては, 15.2.5(4)及び(5)に規定した書類が更新されていることを確認する。</p> <p>外国籍船舶にあつては, 15.2.5(4)に規定した書類が更新されていることを確認する。</p>



「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 O 編 作業船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>1.1.1 適用*</b> (-1.は省略) -2. 特に本編に規定されないものについては、他の編及び規則の該当規定を準用する。</p> <p><b>1.2 一般</b></p> <p><b>1.2.4 船級符号への付記*</b> -3. <u>旅客船以外であって、少なくとも1人の洋上施設上で作業を行う人員 (IP) が乗船する最大搭載人員の多い船舶 (ただし、非自航船を除く) のうち、航路に応じて 1.1.1-5 又は 1.1.1-6 に適合した船舶は、船級符号に”Industrial Personnel” (略号 : IP) を付記する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>鋼船規則 O 編 作業船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>1.1.1 適用*</b> (-1.は省略) -2. 特に本編に規定されないものについては、他の編の該当規定を準用する。</p> <p><b>1.2 一般</b></p> <p><b>1.2.4 船級符号への付記*</b> -3. <u>附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」に適合した船舶は、船級符号に”Industrial Personnel” (略号 : IP) を付記する。</u></p>	<p>IPコード(附属書 1.1.1-5) は、救命設備等の要件もあるため、編だけでなく他の規則も参照できるように改正する。 (日本籍船舶用, 外国籍船舶用)</p> <p>国際航海に従事するか否か及び総トン数に関わらず、少なくとも1人の洋上施設上で作業を行う人員 (IP) が乗船する最大搭載人員の多い船舶 (ただし、非自航船を除く) にあつては、IP を付記する。(日本籍船舶, 外国籍船舶)</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>An1.1 一般</b> (日本籍船舶用)</p> <p><b>An1.1.1 適用</b> (-1.は省略) -2. <i>MSC.418(97) “INTERIM RECOMMENDATIONS ON THE SAFE CARRIAGE OF MORE THAN 12 INDUSTRIAL PERSONNEL ON BOARD VESSELS ENGAGED ON INTERNATIONAL VOYAGES”</i>に基づいて 12 人を超える IP を運送することを主管庁が認めた船舶 (高速船を除く) については、<u>MSC.418(97)の要件 (2008 年特殊目的船コードの要件を含む) 並びに本附属書の An3.1, An3.2 (An3.2.1-1.(7)を除く) , An4.6, An4.7 及び An4.8 を満たさなければならない。</u></p>	<p><b>附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>An1.1 一般</b> (日本籍船舶用)</p> <p><b>An1.1.1 適用</b> (-1.は省略) -2. <i>MSC.418(97) “INTERIM RECOMMENDATIONS ON THE SAFE CARRIAGE OF MORE THAN 12 INDUSTRIAL PERSONNEL ON BOARD VESSELS ENGAGED ON INTERNATIONAL VOYAGES”</i>に基づいて 12 人を超える IP を運送することを主管庁が認めた船舶 (高速船を除く) については、本附属書の <b>An3.1, An3.2 (An3.2.1-1.(7)を除く) , An4.7 及び An4.8 を満たさなければならない。</b></p>	<p>就航船に対する要件について、国内法令と SOLAS 条約で差分があるため、国内法令の要件を追記する。</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>3章 要件</b></p> <p><b>An3.1 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) (IPコード 3.1)</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>An3.1.1 規則</b></p> <p>-4. <u>前-3.の要件に関わらず、次の(1)から(4)に示すいずれかの基準に基づく訓練を受けていることを証する文書を掲示するIPは、An2.1.2(3)の要件を満足するとみなすことができる。</u></p> <p>(1) <u>移動式洋上施設の要員の訓練及び認証のための勧告 (決議 A.1079(28)) 5.5 項に規定する訓練</u></p> <p>(2) <u>世界風力機構 (GWO) による基礎安全訓練 (海上生存技術訓練及び火災予知訓練)</u></p> <p>(3) <u>海洋石油産業訓練機構 (OPITO) による海洋施設基礎安全教育及び緊急訓練</u></p> <p>(4) <u>STCW 条約による生存訓練及び消火訓練</u></p> <p><b>An3.2 人員の安全な移動 (IPコード 3.2)</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>An3.2.1 規則</b></p> <p>-2. <u>An2.2.2(2)の要件に適合するため、人員移動設備は本会が適当と認める規格又は要件に従って、設計、製造、試験及び設置されなければならない。なお、人員移</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>3章 要件</b></p> <p><b>An3.1 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) (IPコード 3.1)</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>An3.1.1 規則</b></p> <p>-4. <u>前-3.の要件に関わらず、主管庁が適当と認める基準に基づく適切な資格を有するIPは、An2.1.2(3)の要件を満足するとみなすことができる。</u></p> <p><b>An3.2 人員の安全な移動 (IPコード 3.2)</b></p> <p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>An3.2.1 規則</b></p> <p>-2. <u>An2.2.2(2)の要件に適合するため、人員移動設備は本会が適当と認める規格又は要件に従って、設計、製造、試験及び設置されなければならない。</u></p>	<p>国土交通省殿の船舶検査心得、船舶安全法施行規則 附属書 [3]3.(3)(二)に基づき、訓練の基準を明確化する。</p> <p>船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則 附属書 [3] の 4.(3)(xii) に、弊会が発行した「人員移動設備に関するガイドライン」が参照されていることから追記する。</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>動設備が接続段階又は人員移動段階にある間、人員移動設備の動揺を補正するシステムを有する人員移動設備（人員移動のために海上設備と接触する船舶の船首部に設けるフェンダー等は除く）は、本会が別途発行した「人員移動設備に関するガイドライン」を標準とすること。</p>		

DRAFT

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 O 編 作業船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>O1 通則</b></p> <p><b>O1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>O1.1.1 適用</b></p> <p>-1. 航路を制限する条件で登録を受ける船舶の部材寸法の軽減等については、CS1.1.1による。</p> <p>-2. 規則 O 編 1.1.1-6 にいう「特別な考慮」とは、乗船者数に応じて表 O1.1.1 の要件を適用することをいう。なお、船舶の種類によって、次の(1)又は(2)によることでも差し支えない。</p> <p>(1) <u>国際航海に従事しない、最大速力が高速船規則 1 編 2.1.2 に規定する値以上となる最大速力で航行する船舶については、平成 8 年 1 月 1 日付け国海安第 255 号「国際航海に従事しない高速船に対する高速船コードの適用について」を適用すること。</u></p> <p>(2) <u>国際航海に従事しない船舶であって、最大搭載人員が 60 人以下、かつ、総トン数が 500 トン未満である船舶については、英国海事沿岸警備機関が規定する高速洋上施設運送船コード (HSOSC コード) 又はこれと同等な基準を適用</u></p>	<p>(日本籍船舶用)</p> <p style="text-align: center;"><b>鋼船規則検査要領 O 編 作業船</b></p> <p style="text-align: center;"><b>O1 通則</b></p> <p><b>O1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>O1.1.1 適用</b></p> <p>-1. 航路を制限する条件で登録を受ける船舶の部材寸法の軽減等については、CS1.1.1による。</p> <p>-2. 規則 O 編 1.1.1-6 にいう「特別な考慮」とは、<u>主管庁が適当と認める対策 (例えば、IP コードの準用、SPS コードの準用又は最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応) を講じることをいう。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>-2. 船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則 附属書[3]の 1. 適用に基づき、日本籍船舶について、IP コードの内航船の要件を規定する。</p>

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>すること。</p> <p>-3. <u>前-2.の適用について、2024年7月1日前に建造された船舶であって、同日以降主要な変更又は改造を行う船舶については、次の(1)又は(2)に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>MSC.418(97)に基づき、少なくとも1人の洋上施設上で作業を行う人員 (IP) が乗船する最大搭載人員の多い船舶であると認められた船舶には、MSC.418(97)の要件 (2008年特殊目的船コードの要件を含む) 並びに表 O1.1.1 中、「人員移動設備の要件 (An3.2.1-1.(7)を除く)」、<u>「防火、火災探知及び消火の要件」及び「救命設備」を適用すること。</u></u></p> <p>(2) <u>前(1)以外の船舶には、表 O1.1.1 中、全ての要件を適用すること。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>-3. IPコード取入れの国内法令の附則に基づき、就航船に対する要件を規定する。</p>

表 O1.1.1 国際航海に従事しない船舶又は国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶<sup>\*1</sup>に対して要求される「特別な考慮」に関する規定

要件 \ 乗船者数	60 人以下	60 人超え 240 人以下	240 人超え
<u>洋上施設上で作業を行う人員</u> An3.1.1	附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶の An3.1.1 を適用する。		
<u>人員移動設備</u> An3.2.1	附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶の An3.2.1 を適用する。		

船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則 附属書[3]の表 1 及び 4 の関連規則に基づき、日本籍船舶について、IPコードの内航船の要件を規定する。

なお、国内法において

「IP コードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」 新旧対照表

新		旧		備考
	非損傷時復原性 An4.2.1	国際航海に従事しない貨物船として鋼船規則 O 編の関連規定を適用する。		<p>IP コード上旅客船と同等の規定を準用する場合は、内航旅客船の航行区域に応じた規定を準用することと規定されている。</p> <p>貨物船の規定を適用する要件は、国際航海に従事しない貨物船に関する鋼船規則の関連規則を適用する。</p> <p>また、国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶についても、船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則 附属書[3]の表 1 及び 4 の関連規則に基づき、規定する。</p> <p>国際航海に従事する総トン数 500 トン未満</p>
	損傷時復原性*2 An4.2.1	<p>IP を旅客とし、国際航海に従事しない旅客船として船舶区画規程第 2 編第 2 章「区画に関する特別条件」、第 3 章「損傷時の復原性」、同編第 6 章「二重底等」、同編第 7 章「水密隔壁等の構造」及び同編第 10 章「損傷制御区及び復原性計算機等」を適用する。</p>		
		<p>区画指数 R は、船舶区画規程第 40 条により旅客船として算出した区画指数に 0.8 を乗じた値とする。</p>	<p>区画指数 R は、附属書 1.1.1-5.洋上施設上で作業を行う人員 (IP) An4.2.1-2.(3)により算出した値とする。</p>	
		<p>区画指数 R は、船舶区画規程第 40 条により旅客船として算出した値とする。</p>		
機関	An4.3.1-1	国際航海に従事しない旅客船として船舶区画規程第 2 編第 9 章「ビルジ排水装置」を適用する*3。		
	An4.3.1-2	国際航海に従事しない貨物船として鋼船規則 O 編の関連規定を適用する。	国際航海に従事しない旅客船として船舶設備規程第 3 編第 2 章「操舵の設備」を適用する。	

「IP コードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」 新旧対照表

新		旧		備考
電気設備 An4.4.1	国際航海に従事しない貨物船として鋼船規則 O 編の関連規定を適用する。	国際航海に従事しない旅客船として船舶設備規程第 6 編第 6 章「非常電源等」を適用する。		の船舶については、 「国際航海に従事しない貨物船」及び「国際航海に従事しない旅客船」をそれぞれ「国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の貨物船」及び「国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の旅客船」と読み替える。
定期的に無人となる機関区域 An4.5.1	国際航海に従事しない貨物船として自動化設備規則の関連規定を適用する。	国際航海に従事しない旅客船として船舶機関規則第 8 章「機関区域無人化船」を適用する。		
防火、火災探知及び消火 An4.6.1	国際航海に従事しない貨物船として鋼船規則 O 編の関連規定を適用する。	36 人以下の旅客を乗せる国際航海に従事しない旅客船として船舶設備規程、船舶消防規則及び船舶防火構造規則を適用する。	36 人を超える旅客を乗せる国際航海に従事しない旅客船として船舶設備規程、船舶消防規則及び船舶防火構造規則を適用する。	
救命設備 An4.7.1	国際航海に従事しない貨物船として安全設備規則の関	IP を旅客として、国際航海に従事しない旅客船として船舶救命設備規則を適用する <sup>**4</sup> 。		



**「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表**

新		旧		備考
	<u>連規定を適用する。</u>			
<u>危険物の運送</u> (容器に収納し 危険物) <u>An4.8.1</u>	<u>国際航海に従事しない貨物船として鋼船規則 R 編の関連規定を適用する。</u>	<u>附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶の An4.8.2 を適用する。</u>		
<u>危険物の運送</u> (ばら積危険物) <u>An4.8.3 及び</u> <u>An4.8.4</u>	<u>国際航海に従事しない貨物船として鋼船規則 R 編の関連規定を適用する。</u>	<u>附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶の An4.8.3 又は An4.8.4 を適用する。</u>		
<p>備考：</p> <p>※1 <u>国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶については、表 O1.1.1 中、「国際航海に従事しない貨物船」及び「国際航海に従事しない旅客船」をそれぞれ「国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の貨物船」及び「国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の旅客船」と読み替える。</u></p> <p>※2 <u>国際航海に従事しない船舶であって船の長さ(Lf)が 80m 未満の船舶については、表 O1.1.1 中、損傷時復原性に規定する要件によらず、船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年 10 月 29 日国土交通省令第 88 号）による改正前の船舶区画規程第 2 編第 6 章を適用することで差し支えない。</u></p> <p>※3 <u>国際航海に従事しない船舶であって船の長さ(Lf)が 80 m 未満の船舶については、当該規定中の第七十七条「ビルジポンプ」及び第八十五条「主循環ポンプによる排水装置」の規定は適用せず、国際航海に従事しない貨物船として鋼船規則 D 編の関連規定を適用することで差し支えない。</u></p> <p>※4 <u>極海域航行船以外の船舶については、船舶救命設備規則で規定する「船舶航空機間双方向無線電話装置」を備え付けることを要しない。</u></p>				

「IPコードに関する日本籍船舶要件及び検査要件」新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1.	この改正は、[制定日] から施行する。	

DRAFT